

第 5 回規制改革推進会議投資等WG（令和 2 年 1 1 月 2 5 日）における意見概要

- 制度設計は細部の「詰め」が重要。専門家の意見を踏まえながら、放送事業者、権利者、視聴者の側に立った、多くの方に納得いただける制度にしていく必要がある。これからも技術は進んでいくので、新しいことができたときに対応できないといけない。
- 示されている「推定を覆せる事情の例」は、範囲が広く不適切。挙証責任の転換だけの効果しかない。この例では放送事業者と権利者の争いを生みかねず、両者が安定的な関係で契約を結ぶことは難しい。例示は限定的・具体的なものに絞るべき。
- 「推定を覆す事情の例」における対価の水準は重要な論点。著作物は価格がつかみやすいものではなく、対価の水準で決めると放送事業者の予見可能性が低くなる。職務発明では手続論的アプローチをとっており、それを参考にして、きちんとディスクロージャーして契約を行えば、対価の水準をもって後出しで異議申立てはできないとすればよいのではないか。
- 推定が覆るリスクへの対応として、契約内容に踏み込んだ議論や契約ひな形を作る必要もあるのではないか。
- 政省令やガイドラインの策定は可能な限り早く行うべきではないか。ガイドラインの公開後にも、効果がどうであったのか検証する必要がある。
- 他の法律でも五輪の間だけ時限的に措置するという例があるが、今回の法改正も五輪の間は先行適用をすることができないか。
- この分野は進化が速く、消費者の嗜好も転換する中で、条文上に見直しの附帯条項を付ける有効性があるのではないか。ガイドラインの実効性を確保することも重要。
- もともとローカル局の権利処理に掛けられるリソースが十分でないという問題意識があった。ガイドラインは法律の専門家向けのものではなく、ローカル局でも十分活用できるように作成してほしい。
- ガイドラインにはベストプラクティスを随時追加し、FAQも充実させるべき
- 何故「フタかぶせ」となっているか、誰が拒否をしているのかを、開示してはどうか。消費者に対してフレンドリーになる権利者が増えるのではないか。
- 有償配信についても、将来を見据えて議論いただきたい。
- 補償金の窓口一本化は権利者団体から懸念があるが、コスト負担はどう対処するのか。
- 権利者でも下請け構造のなかで意見が聞こえてこない場合もあると思う。十分な交渉力を持たない権利者にもしっかり周知してほしい。
- 本件はもともと国民目線での話。一般国民としては見逃し配信の期間やフタかぶせの割合がどうなるかが重要なのではないか。視聴者側へのヒアリングや、サービス開始後には調査を行うなどして進めるのが良いのではないか。
- 推定規定を放送事業者と権利者の双方が不安なく利用できるようにし、「アクセス困難者」への補償金が円滑に分配されるようにする。少なくともこの二点に関し、法施行までに当事者間協議を進めるべき。そしてガイドラインには、ローカル局にも使えるよう、その活用方法が万人に分かる形で記述されるべき。まずは制度を実行に移し、課題があれば早急に対処するという、アジャイルな運用が重要。引き続き、スピード感をもって改革を進め、国民、放送事業者、権利者がWin-Winとなる姿を実現してほしい。